

# 女川／東通原子力発電所

## 原子力事業者防災業務計画の修正について (補足)

2023年8月  
東北電力株式会社

## ◆今後のスケジュール（予定）

2023年 8月下旬 : 自治体への修正協議申入れ

2023年10月下旬 : 自治体協議回答

11月下旬 : 原子力規制委員会への修正届出

# ◆女川／東通原子力事業者防災業務計画の主な修正内容(1／2)

No.	項目	追加・修正概要	女川	東通	
1	女川2号機の燃料装荷※以降に適用となる体制および運用等の反映  ※原子力規制庁による燃料挿入前の使用前確認終了	2号機原子炉施設保安規定における体制および運用の適用開始時期に合わせ、関連する記載内容の適用前後の記載を追加にする。	○	—	
2		重大事故等対応時の体制を反映(別表2-4)	○	—	
3		原子力防災要員 (保安規定「第12条の2 運転員等の確保」関係)	「原子力防災組織業務の一部を委託するもの」へ重大事故等対応の記載を追加(別表6)	○	—
4			「原子力防災組織業務の一部を委託するもの」へ重大事故等対応を委託する新たな委託先を追加(別表6)	○	—
5		原子力防災資機材 ／原子力防災資機材 以外の資機材 (保安規定「第17条の6 資機材等の整備, 第66条 重大事故等対処設備」関係)	「原子力防災資機材」の数量を原子力防災要員数の見直し(上記1)を踏まえた数量へ変更(別表2-6)	○	—
6			重大事故等時に用いる資機材を「原子力防災資機材以外の資機材」へ追加(別図2-14, 別表2-7)	○	—
7			高台に設置した「緊急時対策建屋」を緊急時対策所として記載を追加する。(別図2-14, 別表2-10)	○	—
8		緊急時対策所 (保安規定「第66条 66-16-1 緊急時対策所の居住性確保」関係)	「緊急時対策所(緊急対策室)」の呼称を「緊急時対策所(事務建屋対策室)」へ変更(別図2-12, 別表2-6, 2-7, 2-10)	○	—
9			「代替指揮所(緊急時通報連絡室)」の運用を廃止し、記載を削除(別図2-12, 2-10)	○	—

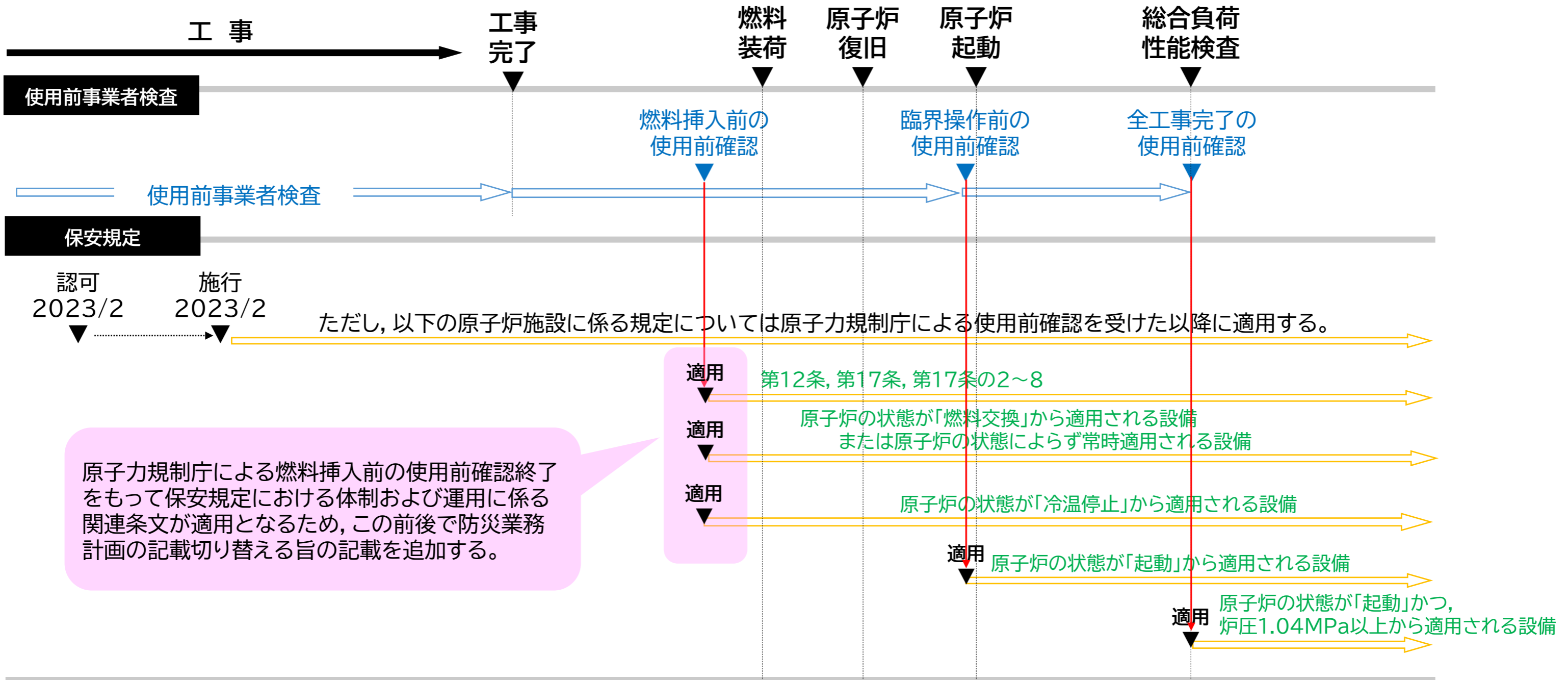
# ◆女川／東通原子力事業者防災業務計画の主な修正内容(2／2)

No.	項目	追加・修正概要	女川	東通
10	発電所内での医療活動(オンサイト医療)に関する記載の追加	オンサイト医療に係る「医療関連資機材」の一覧表を追加(別表2-8)	○	○
11		オンサイト医療に係る医療関係団体である「公益財団法人 原子力安全研究協会」の概要等を追加(別表2-13)	○	○
12		上記(No.10, 11)を踏まえ,本文中に別表番号の読み込みを追記( I -17)	○	○
13	通報様式の見直し	通報様式へ「地震加速度(Gal数)」および「原子炉自動停止となる保安規定設定値」を追記(様式7, 8, 9, 11)	○	○
14	運用の見直し	原子力防災資機材 非常用通信機器の「携帯電話」の位置付けを「個別配備」から「個人携行の社給電話」へ変更(別表2-6)	-	○
15		原子力防災資機材以外の資機材における「代替海水ポンプ(送水車)」の運用廃止に伴う記載の削除(別表2-7)	-	○
16	記載の適正化	新たな別表追加(上記No.10)に伴う別表番号の繰り上げ	○	○
17		他の記載箇所との記載整合,注記の表現を統一 等	○	○

# ◆女川2号機の燃料装荷以降に適用となる体制および運用等の反映 (No. 1)

2号機原子炉施設保安規定における体制および運用の適用開始時期に合わせ、関連する記載内容の適用前後に以下の記載を追加する。

原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同法第43条の3の8第1項の許可(同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。)後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査(同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。)の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了するまで(した以降に)適用する。



# ◆女川2号機の燃料装荷以降に適用となる体制および運用等の反映 (No. 2)

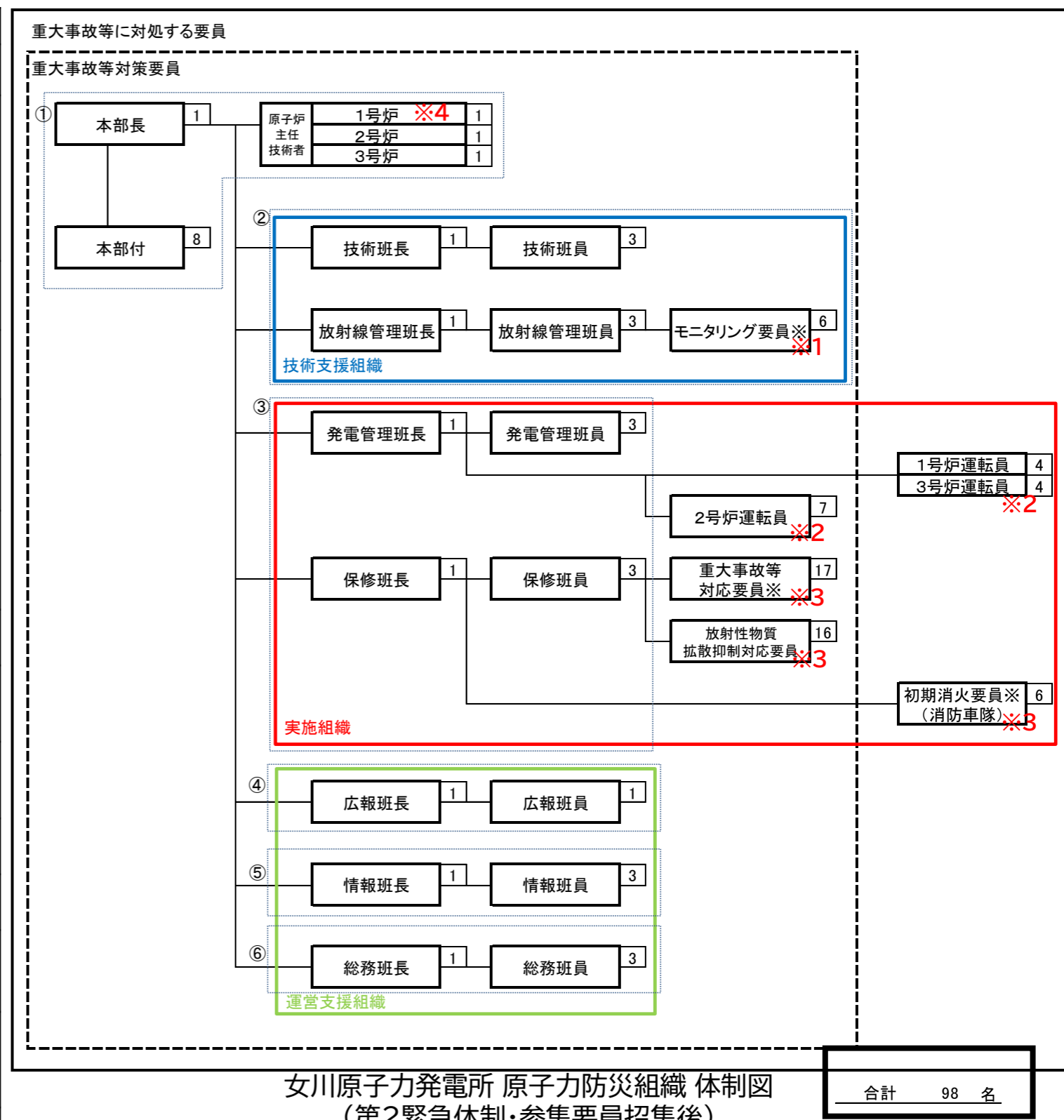
## ≪原子力防災要員≫

- 原子力防災要員の職務と配置を示す別表2-4(下記左表黒太枠)には、原子力防災組織の最低限必要な原子力防災要員数を示している。
- 保安規定条文(第17条の7(重大事故等時の体制の整備)の適用以降は、下記右図の体制に合わせた記載に別表2-4の人数を見直す。
- 原子力防災管理者および副原子力防災管理者の2名を除いた96名を原子力防災要員として別表2-4に反映する。

(防災業務計画) 別表2-4 原子力防災要員の職務と配置

【保安規定審査資料 TS-58(原子力防災体制の運用強化について)より抜粋】

原子力防災要員の職務	配置	適用前		適用後	
		原子力防災組織の班名等	人数	原子力防災組織の班名等	人数
(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会(事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣)、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報班	4名	副本部長(本部付)[1] 情報班[3]	4名
(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	情報班	1名	情報班[1]	1名
	オフサイトセンター	副本部長本部付	3名	副本部長本部付	3名
(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班	2名	広報班[2]	2名
	オフサイトセンター	本部付広報班	2名	本部付広報班	2名
(4)原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	本部付放射線管理班 <b>保修班</b>	6名	本部付(炉主任)[2] 放射線管理班[7]※1含む <b>技術班[2]</b>	11名
	オフサイトセンター	本部付	1名	本部付	1名
(5)原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電管理班 技術班	23名	副本部長(本部付)[1] 発電管理班[17]※2含む 技術班[2]	20名
(6)防災に関する施設設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班	27名	副本部長(本部付)[1] 保修班[41]※3含む 発電管理班[2]	44名
(7)放射性物質による汚染の除去	発電所内	放射線管理班 保修班	3名	放射線管理班[2] 保修班[1]	3名
	オフサイトセンター	本部付	2名	本部付	2名
(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	本部付総務班	4名	本部付[1] 放射線管理班[1] 総務班[2]	4名
(9)原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部付総務班 保修班	4名	本部付(炉主任)[1]※4 本部付[1] 総務班[1] 保修班[1]	4名
(10)原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	本部付総務班	4名	本部付[2] 総務班[1]	3名
合計			86名		104名



女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (第2緊急体制・参集要員招集後)

※4:2023年8月3日時点では、廃止措置主任者

## ◆女川2号機の燃料装荷以降に適用となる体制および運用等の反映（No. 3, 4） ≪原子力防災要員≫

➤ 別表6「原子力防災組織業務の一部を委託するもの」へ重大事故等対応を委託する内容および新たな委託先を下表朱書きのとおり追加する。

法人の名称	東北発電工業株式会社	ALSOK宮城株式会社	株式会社アトックス ※
主たる事務所の所在地	宮城県仙台市青葉区大町二丁目15番29号	宮城県仙台市宮城野区扇町一丁目8番26号	東京都港区芝四丁目11番3号 ※
業務の範囲および実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 発電所構内および構外における警備活動（中央警備所における監視業務）</li> <li>➤ <u>大容量送水ポンプによる注水・除熱活動の支援 ※</u></li> <li>➤ <u>原子炉補機代替冷却系による除熱活動の支援 ※</u></li> <li>➤ <u>タンクローリーを用いた可搬型重大事故等対処設備への給油活動 ※</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 消防車等を使用した消火活動の支援</li> <li>➤ 発電所構内および構外における警備活動（中央警備所における監視業務以外の警備業務）</li> <li>➤ <u>消防車等を使用した使用済燃料プールへの注水活動 ※</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>大容量送水ポンプによる注水・除熱活動の支援 ※</u></li> <li>➤ <u>原子炉補機代替冷却系による除熱活動の支援 ※</u></li> <li>➤ <u>可搬型窒素ガス供給装置の設置活動 ※</u></li> <li>➤ <u>ブルドーザおよびバックホウを使用した瓦礫等の撤去活動 ※</u></li> </ul>

※:女川2号機において、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同法第43条の3の8第1項の許可(同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。)後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査(同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。)の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した以降に適用する。



## ◆女川2号機の燃料装荷以降に適用となる体制および運用等の反映（No. 5）

## ≪原子力防災資機材／原子力防災資機材以外の資機材≫

- 原災法第11条第2項に定められた原子力防災資機材のうち下表の資機材については、通報事象等規則第2条第1項の業務を行う原子力防災要員の人数に応じて配備数量が決まっている。
- 今回、別表2-4(P6)で原子力防災要員の人数が変更となることから、原子力防災資機材の配備数量も変更する。
- また、資機材の名称のうち、「チャコールフィルタ」について、記載の適正化の観点から「空気浄化式全面マスク(チャコールフィルタ)」に記載を見直す。

分類	法令による名称	具体的名称	数量		数量根拠
			見直し前	見直し後	
放射線障害防護用器具	汚染防護服	黄服・防水型被服・薄綿手袋・黄靴下・靴カバー・ゴム手袋	74組	89組	規則第2条第1項第4号から第10号までの業務を行う原子力防災要員の数(本資料P6 別表2-4 (4)～(10)の発電所内の原子力防災要員の人数分の数量)
	呼吸用ボンベ(交換用のものを含む。)その他の機器と一体となって使用する防護マスク	自給式マスク	23個	20個	規則第2条第1項第5号の業務を行う原子力防災要員の数(本資料P6 別表2-4 (5)の発電所内の原子力防災要員の人数分の数量)
	フィルター付防護マスク	空気浄化式全面マスク(チャコールフィルタ)	74個	89個	規則第2条第1項第4号から第10号までの業務を行う原子力防災要員の数(本資料P6 別表2-4 (4)～(10)の発電所内の原子力防災要員の人数分の数量)
非常用通信機器	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	デュアル端末	29台	29台	規則第2条第1項第4号から第10号までの業務を行う発電所対策本部で活動する原子力防災要員の数(本資料P6 別表2-4 (4)～(10)の発電所内の原子力防災要員の人数のうち、発電所対策本部内(現場要員分を除く)の人数分の数量)
計測器等	個人用外部被ばく線量測定器	警報付ポケット線量計	116台	154台	規則第2条第1項第1号から第10号までの業務を行う原子力防災要員の数+貸与品数50台(本資料P6 別表2-4 (1)～(10)の発電所内の原子力防災要員の人数分に他事業者への貸与分を加えた数量の数量)

○原災法：原子力災害対策特別措置法

○通報事象等規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則



## ◆女川2号機の燃料装荷以降に適用となる体制および運用等の反映 (No. 6)

## ≪原子力防災資機材／原子力防災資機材以外の資機材≫

- 重大事故等対応として新たに配備した可搬型設備や資機材※について、保管場所を別図2-14へ、数量を別表2-7へ追加する。  
 ※ 女川2号機適合性審査資料 技術的能力1.0.2「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート」や「59条 中央制御室」、「34条/61条 緊急時対策所」、「35条/62条 通信連絡設備」等に記載された可搬型設備や資機材を記載。
- 追加する主な可搬型設備や資機材は下表のとおり。(一部抜粋)

分類	名称		数量	保管場所
放射線障害防護用器具	タングステンベスト		20着	緊急時対策建屋
			4着	2号機中央制御室
	汚染防護服	タイベック	2,100着	緊急時対策建屋
			147着	2号機中央制御室
		ゴム手袋	4,200双	緊急時対策建屋
			294双	2号機中央制御室
	全面マスク		900個	緊急時対策建屋
		42個	2号機中央制御室	
非常用通信機器	衛星電話設備	外線専用	14台	緊急時対策建屋
			7台	2号機中央制御室
	自治体等関係機関への専用通信回線		1式	緊急時対策建屋
	無線連絡設備	固定型	4台	緊急時対策建屋
			2台	2号機中央制御室
		携帯型	38台	緊急時対策建屋
			5台	2号機中央制御室
	緊急連絡装置		1式	緊急時対策建屋
	IP電話(地上系)		4台	緊急時対策建屋
	アナログ電話(衛星系)		2台	緊急時対策建屋
	IPファックス(地上系)		2台	緊急時対策建屋
	IPファックス(衛星系)		1台	緊急時対策建屋
	テレビ会議システム	テレビ会議システム(地上系・衛星系兼用)		1台
計測器等	個人用外部被ばく線量測定器		96台	緊急時対策建屋
			14台	2号機中央制御室
	GM管式汚染サーバイメータ		8台	緊急時対策建屋
			4台	2号機中央制御室
	電離箱式サーバイメータ		8台	緊急時対策建屋
			4台	2号機中央制御室

分類	名称	数量
原子炉減圧用資機材	高圧窒素ガスボンベ	22本
	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	2式
注水用資機材	大容量送水ポンプ(タイプI)	5台
除熱用資機材	熱交換器ユニット	3台
	薬液補給装置	2台
ホース敷設用資機材	ホース延長回収車	5台
窒素ガス供給用資機材	可搬型窒素ガス供給装置	2台
放水・水源補給用資機材	大容量送水ポンプ(タイプII)	3台
	放水砲	2台
	泡消火薬剤混合装置	2台
放射性物質拡散抑制用資機材	シルトフェンス	3組
	放射性物質吸着材	100個
給油用資機材	タンクローリー	3台
電源確保用資機材	電源車	5台
アクセスルート確保資機材	ブルドーザ	2台
	ホイールローダー	2台
	バックホウ	2台
モニタリング用資機材	可搬型モニタリングポスト	11台
	小型船舶	2艇
	代替気象観測設備	2台
	放射能観測車	1台
消火用資機材	化学消防自動車	2台
	大型化学高所放水車	2台
	泡原液備蓄車	2台
	泡原液搬送車	1台

# ◆女川2号機の燃料装荷以降に適用となる体制および運用等の反映 (No. 7, 8, 9)

## 《緊急時対策所》

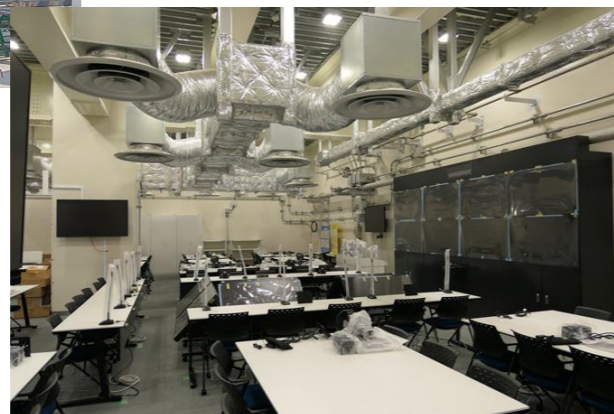
- 高台に設置した耐震構造の緊急時対策建屋を「緊急時対策所(緊急時対策建屋)」として追加する。
- また「緊急時対策建屋」は、放射線防護、津波対策、地震対策等を考慮して設計しているため、「代替指揮所」の設置は不要とする。
- なお、「事務新館(緊急対策室)」はアクセスの容易さの観点から原災法上の緊急時対策所として、使用を継続するとともに、名称を2号適合性審査時に使用している「事務建屋対策室」へ変更する。
- 上記に伴い、現在代替指揮所として運用している「緊急時通報連絡室」(3号中央制御室隣)を廃止し、防災業務計画から記載を削除する。

### 《緊急時対策所(緊急時対策建屋)の概要》

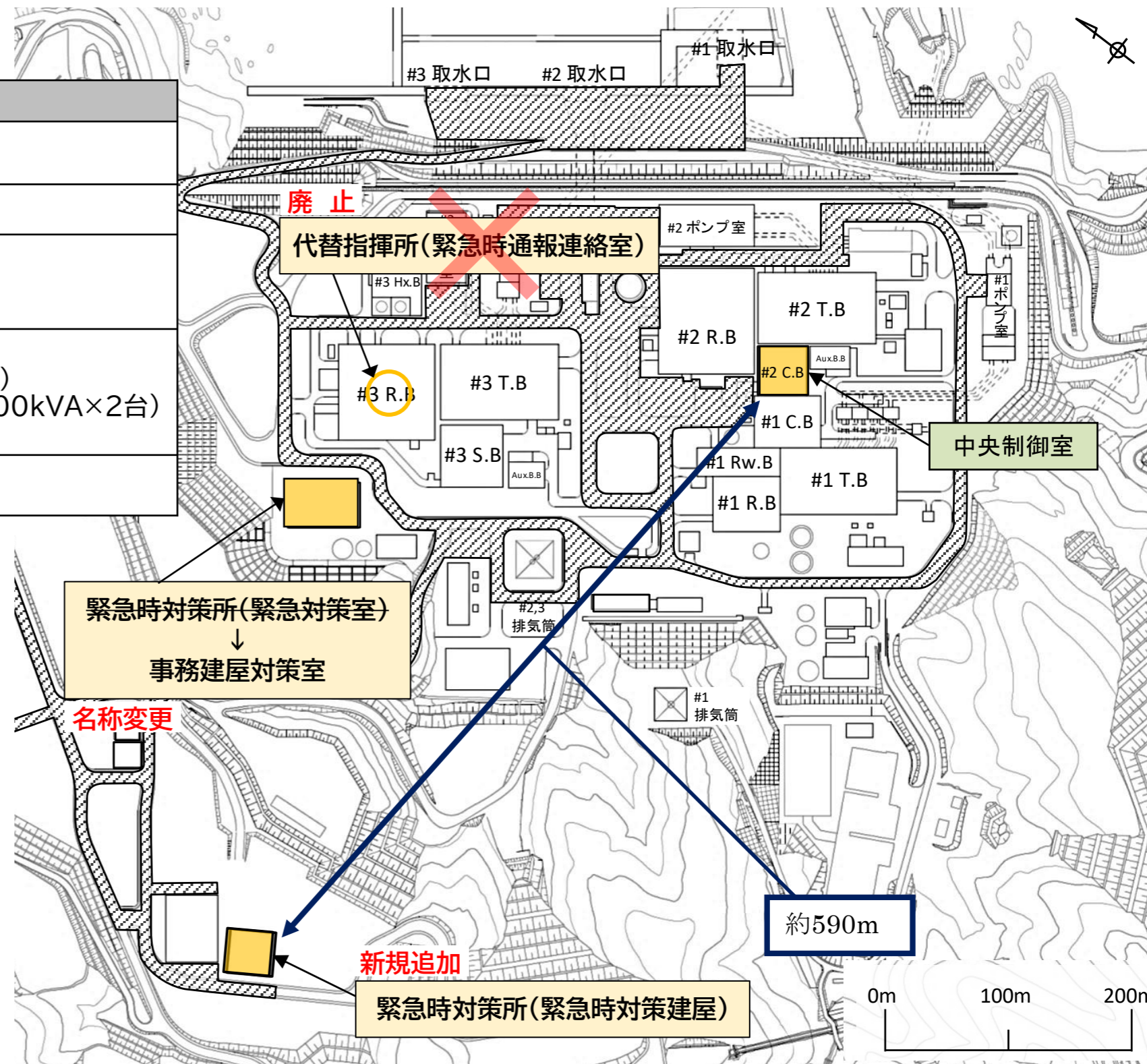
項目	仕様
建物の仕様	耐震構造 高所に設置(O. P. 62m)
床面積	約460 m <sup>2</sup>
放射線防護対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆チャコールエアフィルタを備えた空調設備を設置</li> <li>◆緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)による陽圧化</li> <li>◆コンクリート壁等による遮へい構造</li> </ul>
非常用電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆緊急時対策所用高圧母線J系</li> <li>◆2号機非常用ディーゼル発電機(7,625 kVA×1台)</li> <li>◆常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機)(4,500kVA×2台)</li> <li>◆電源車(緊急時対策所用)(400kVA×1台)</li> </ul>
備蓄燃料	約10m <sup>3</sup> ×2基(発電所構内 約2,000 m <sup>3</sup> )



緊急時対策建屋(外観)



建屋内部の緊急対策室





## ◆発電所内での医療活動（オンサイト医療）に関する記載の追加（No. 10, 11, 12）

➤ 発電所内での医療活動(オンサイト医療)に関する以下の記載を追加する。

①オンサイト医療に係る「医療関連資機材」を別表2-8として追加(下左表参照)

②オンサイト医療に係る医療団体である「公益財団法人 原子力安全研究協会」の概要を別表2-13として追加(下右表参照)

## 別表2-13 原子力安全研究協会

別表2-8 医療関連資機材 &lt;&lt; 女川例 &gt;&gt;

分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所※
医療関連 資機材	心電計	1台	1回/年	外観・機能	事務新館
	AED	1台	1回/年	外観・機能	事務新館
	アンビューバック	1個	1回/年	外観	事務新館
	酸素ボンベ	1,200L	1回/年	外観	事務新館
	ストレッチャー	1台	1回/年	外観	事務新館
	バックボード (ベルト付)	1個	1回/年	外観	事務新館
	バックボード用 頸椎固定具	1個	1回/年	外観	事務新館
	担架	1台	1回/年	外観	事務新館
	点滴台	1台	1回/年	外観	事務新館
	車椅子	1台	1回/年	外観	事務新館
	ホワイトボード	3台	1回/年	外観	事務新館
	ベッド	2台	1回/年	外観	事務新館

※:保管場所は変更する場合がある。

## 1. 原子力安全研究協会の概要

名称	公益財団法人 原子力安全研究協会
所在地	東京都港区新橋五丁目18番7号

## 2. 平時の主なオンサイト医療業務

医師等の待機等	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。
原子力事業者との連携	災害発生時の情報伝達および連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的(1回/年)に実施する。
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。

## 3. 原子力災害発生時の原子力安全研究協会の対応および発災事業者への医療支援内容

災害発生時の連絡体制	<p>原子力災害 医療支援要請</p> <p>出動 指示</p> <p>原子力 安全研究協会 医師等の要員</p> <p>発災事業者*</p> <p>原子力 安全研究協会</p> <p>状況報告</p> <p>※発災事業者:特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を召集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。</li> <li>・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。</li> </ul>

## 4. 保有資機材一覧

原子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回/年の保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。

分類	名称	数量
現地活動用資機材	医療用資機材	1式
	通信用資機材	1式
	放射線管理資機材	1式
	一般資機材	1式

# ◆通報様式（様式7, 8, 9, 11）の見直し（No. 13）

➤ 原子力規制庁からの要望を踏まえ、以下の通報様式に「地震加速度(Gal数)」および「原子炉自動停止となる保安規定設定値」を追加する。

- ①様式7 警戒事態該当事象発生連絡
- ②様式8 警戒事態該当事象発生後の経過連絡
- ③様式9 特定事象発生通報(原子炉施設)
- ④様式11 応急措置の概要(原子炉施設)

## 追加する記載内容(各様式共通) << 女川例 >>

(当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上※1の地震が発生した場合)

※1 当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず保安確認用地震計による観測地震加速度を記入する。

保安確認用地震計による観測地震加速度

[発生日時 年 月 日 時 分頃(24時間表示)]

確認中, 検知なし, 検知あり

(水平方向(O.P.2.3 m): Gal, 鉛直方向(O.P.2.3 m): Gal)※2

※2 女川1号機原子炉建屋地下2階に設置

保安確認用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

女川2号機 水平方向(O.P.-8.1m):200Gal以下, 水平方向(O.P.6.0m):400Gal以下, 鉛直方向(O.P.-8.1m):100Gal以下

女川3号機 水平方向(O.P.-8.1m):200Gal以下, 水平方向(O.P.6.0m):350Gal以下, 鉛直方向(O.P.-8.1m):100Gal以下

O.P.:女川原子力発電所工事用基準面

様式11 (第 報)

様式9 (第 報)

様式8 (第 報)

様式7 (第 報)

原子力規制委員会, 宮城県知事, 女川町長, 石巻市長, 登米市長, 東松島市長, 涌谷町長, 美里町長, 南三陸町長, 関係機関 殿

警戒事態該当事象発生連絡

連絡者名 \_\_\_\_\_  
連絡先 TEL \_\_\_\_\_

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針および女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	東北電力株式会社 女川原子力発電所 宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1番	
警戒事態該当事象の発生箇所	女川原子力発電所 号機	
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL01/敷地境界付近の放射線量の上昇 <input type="checkbox"/> AL42/単一障壁の喪失または喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL11/原子炉停止機能の異常または異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL51/原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL21/原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL52/所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL22/原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL53/重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL23/原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> 外的な事象による原子力施設への影響 <input type="checkbox"/> AL25/非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 所在市町村で震度6弱以上の地震発生 <input type="checkbox"/> AL29/停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> 所在市町村で津波警報発表 <input type="checkbox"/> AL30/使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 設計基準を超える外部事象 <input type="checkbox"/> AL31/使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> その他 ( )	
想定される原因	故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, 調査中, その他 ( )	
検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況, 主施設・設備の状態等	原子炉の運転状態	発生前 (運転中, 起動操作中, 停止操作中, 停止中, 廃止措置中) 発生後 (状態継続, 停止操作中, 停止, 停止失敗)
	ECCSの作動状態	作動無し, 作動有り (自動, 手動), 作動失敗
	排気筒放射線モニタの指行値	確認中, 変化無し, 変化有り ( cps → cps)
	ストラッピングポストの指行値	確認中, 変化無し, 変化有り (最大値: nGy/h → nGy/h, No. )
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	(当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上※1の地震が発生した場合) ※1 当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず保安確認用地震計による観測地震加速度を記入する。 保安確認用地震計による観測地震加速度[発生日時 年 月 日 時 分頃(24時間表示)] 確認中, 検知なし, 検知あり (水平方向 O.P.2.3 m): Gal, 鉛直方向 O.P.2.3 m): Gal) ※2 ※2 女川1号機原子炉建屋地下2階に設置	

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
保安確認用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。  
女川2号機 水平方向(O.P.-8.1m):200Gal以下, 水平方向(O.P.6.0m):400Gal以下, 鉛直方向(O.P.-8.1m):100Gal以下  
女川3号機 水平方向(O.P.-8.1m):200Gal以下, 水平方向(O.P.6.0m):350Gal以下, 鉛直方向(O.P.-8.1m):100Gal以下  
O.P.:女川原子力発電所工事用基準面



## ◆運用の見直し (No. 14)

## 原子力防災資機材 非常用通信機器の見直しについて

これまで原子力防災資機材として、緊急器材庫に個別保管していた携帯電話の設置を廃止し、実効性向上の観点から原子力防災要員が携行している社内電話と社外電話が使用可能なデュアル端末へ変更する。

なお、数量については、これまで防災業務計画命令に基づき通報事象等規則第2条第1項第4号から第10号までの業務ごとに1台配備していたが、今後は上記に伴い、当該業務を行う発電所対策本部で活動する原子力防災要員の人数とする。

分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所注	点検頻度	点検内容
非常用通信機器	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話 ↓ デュアル端末	7台 ↓ 27台*	緊急器材庫 ↓ 防災要員携行	1回/年	外観・機能

※ 右表の赤丸箇所の合計数のうち、(5)の現場要員7名および(6)の現場要員14名を除いた数量

## 通報事象等規則&lt;抜粋&gt;

## (原子力防災要員)

第二条 法第八条第三項の原子力防災要員は、次に掲げる事項に関する業務ごとに当該業務を的確に遂行するために必要な二名以上の者を置かなければならない。

一 (省略)

二 (省略)

三 (省略)

四 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握

五 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施

六 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧

七 放射性物質による汚染の除去

八 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施

九 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送

十 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導

(防災業務計画より)

別表2-4 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名等	人数
(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会(事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合)については、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	情報班	4名
(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	本部付	1名
	オフサイトセンター	副本部長本部付	3名
(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班	2名
	オフサイトセンター	本部付	2名
(4)原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	本部付放射線管理班 保守班	4名
	オフサイトセンター	本部付	1名
(5)原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電管理班 技術班	11名
(6)防災に関する施設設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保守班	18名
(7)放射性物質による汚染の除去	発電所内	放射線管理班 保守班	3名
	オフサイトセンター	本部付	1名
(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	総務班	4名
(9)原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	総務班 保守班	4名
(10)原子力事業所内の警備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	本部付 総務班	4名
合計			62名

## ◆運用の見直し (No. 15)

原子力防災資機材以外の資機材「代替海水ポンプ(送水車)」の運用廃止に伴う記載削除について

原子力防災資機材以外の資機材のシビアアクシデント対策等に関する主な資機材として記載している「代替海水ポンプ(送水車)」は、原子炉運転中に全交流電源が喪失し、原子炉の除熱機能を喪失した場合に備えた設備であり、原子炉を停止している現時点では使用しない設備であるため、記載を削除する。

分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容
シビアアクシデント対策等に関する主な資機材	代替海水ポンプ(送水車) 定格流量: 30,000L/min 吐出圧:1.2MPa	1台	土木建築資材 倉庫隣接エリア (T.P.23m)	1回 /月	外観・ 機能

現在、原子炉から取り出された全ての燃料は、使用済燃料プール内で保管・冷却されている状態である。

約10年以上使用済燃料プール内で冷却されていたため、プールの冷却が停止した場合においても、約30日経過後に水温が約45°C程度までしか上昇しないことを実際に冷却を止めた試験において確認している。

また、使用済燃料プールの温度が上昇し、プールの水が蒸発した場合においても、配備している消防車により使用済燃料プールの水を補給することも可能である。